

多賀城と古代城柵、保存・活用の現況

国立歴史民俗博物館名誉教授

岡田茂弘氏



岡田茂弘（おかだ・しげひろ）

昭和9年生まれ。宮城県多賀城跡調査研究所長、国立歴史民俗博物館教授・考古学研究部長を経て東北歴史博物館長。平成16年から国立歴史民俗博物館名誉教授。主な著書に『多賀城』（中央公論美術出版）、『古代遺跡の旅 古代史博物館』（共著、講談社）、『日本のなりたち』（共著、読売新聞社）など。

1 東北地方の城柵の造営

小田先生、出宮先生がお話しされた、いわゆる古代山城ができていた時代とほぼ同時代に、東北地方を中心とした東日本でも城柵と呼んでいる城が、「しろ」というより「き」と言つたほうがいいのですが、城が造られていました（10ページ参照）。表1に東北の古代城柵として、文献史料に見えているものを順番に挙げています。大化三年（六四七）、大化の革新の直後に越の国（越後＝新潟県）に渟足柵というものが造られて、その翌年には磐舟柵というものが造られています。西日本の山城が六六三年の白村江の戦いの後に造られるということから言うと、それよりも早く城柵が造られていると言えます。それから終わりについては、弘仁五年（八一四）に徳丹城が造られています。これは現在の岩手県盛岡市のすぐ南で遺跡が発見されていますが、それまで六四七～八一四年までの約百六十五年間、東北では城の造営が行われていたことになります。少しの例外を除き西日本の城は七世紀の後半に造られていることと大きな違いがあります。

遺跡については、実は文献史料ではこれだけあるのですが、分かっているのが十五カ所。この表2には十四カ所しかありませんが、一つ抜けており、宮城県にはもう一つ小寺遺跡という古代城柵が分かっています。これは古川市ですので古川市の宮沢遺跡の次に入れて置いていただければいいと思します。表1に挙げたように、渟足柵・磐舟柵から始まつて小寺遺跡が一番南のほうにあり、山形県に

あたるところに城輪柵といいうものがあります。城輪柵は先ほどの話にも少し出てきました。この遺跡ではありませんが、その近くに出羽柵といいうものがあつたと文献には見えていました。さらにその出羽柵が北に移動して阿企太城になつたと、これもまた文献に出ています。つまり、新潟県から山形県、そして秋田県とだんだん北に上る、新しくなるたびに北に上るという性格があります。これは太平洋岸でも同じで、文献にはありませんが仙台市内に郡山遺跡という遺跡があり、これは明らかに七世紀後半の城柵であると分かっています。それが多賀城に移り、多賀城のころに宮城県の北部地域にたくさんのが造られます。

平安時代に入ると、胆沢城、徳丹城、志波城といいうような城が九世紀の初めに造られるという、南から北へという移動をしているわけです。当然、百六十五年間も城が造られているわけですから、設置の目的あるいは使い方といいうのは、時代によつて若干違つてくることがすでに分かっております。

2 城柵の構造とその区画

一方、共通点も極めて多いと言えます。東北の城柵については、小田先生、出宮先生からお話にあつたような、西日本の城では石垣がある、あるいは神籠石の列石といいうような形のものがある、それから土塁があるというのが一つの城の共通的な要素だつたと思ひます。

東北の城柵では、版築の土塁を伴つてゐる例もありますが、基本的には築地塀が施設の外郭を区画しているものです。築地塀を基本としている。土塁も築地塀も版築で造るのですから、同じではない

かといわれますが、築地の場合は基底幅が非常に狭い。狭くて高く積むという、これは法隆寺の大垣みたいなもので、しばしば、上には瓦葺の屋根を伴います。ちょうどお寺にあるようなもの、あるいは

表1 史料に見える東北の古代城柵

国名	名称	年代		史料名
越後	渟足柵	647年(大化3)	造治	日本書紀
越後	磐舟柵	648年(大化4)	初見	同上
越後?	都岐沙羅柵	658年(齊明4)	初見	同上
越後	越後城	705年(慶雲2)	初見	威奈大村墓誌
出羽	出羽柵	709年(和銅2)	初見	続日本紀
陸奥	多賀城	724年(神亀1)	置所	多賀城碑
陸奥	多賀柵	737年(天平9)	初見	続日本紀
陸奥	牡鹿柵	737年(天平9)	初見	同上
陸奥	新田柵	737年(天平9)	初見	同上
陸奥	玉造柵	737年(天平9)	初見	同上
陸奥	色麻柵	737年(天平9)	初見	同上
陸奥	桃生城(柵)	758年(天平宝字2)	造	同上
出羽	小(雄)勝柵(城)	758年(天平宝字2)	造	同上
出羽	阿企太城	760年(天平宝字4)	初見	丸部足人解
陸奥	伊治城	767年(神護景雲1)	作	続日本紀
陸奥	覚繁城	780年(宝龟11)	造	同上
陸奥	多賀城	780年(宝龟11)	初見	同上
出羽	秋田城	780年(宝龟11)	初見	同上
出羽	由利柵	780年(宝龟11)	初見	同上
陸奥	玉作城	780年(宝龟11)	初見	同上
出羽	大室塞	780年(宝龟11)	初見	同上
陸奥	玉造塞	796年(延暦15)	初見	日本後紀
陸奥	胆沢城	802年(延暦21)	造	日本紀略
陸奥	志波城	803年(延暦22)	造	同上
陸奥	中山柵	804年(延暦23)	初見	日本後紀
陸奥	徳丹城	814年(弘仁5)	初見	同上

表2 現在判明している古代城柵遺跡

県名	所在地	遺跡名	施設名称
宮城	仙台市太白区郡山	郡山遺跡	初期陸奥国府
	多賀城市市川	多賀城跡	多賀城
	遠田郡田尻町	大嶺八幡遺跡	新田柵推定地
	加美郡中新田町	城生柵遺跡	色麻柵推定地
	加美郡宮崎町	東山遺跡	加美郡衙
	桃生郡河北町・桃生町	桃生城跡	桃生城
	栗原郡築館町	伊治城跡	伊治城
	古川市宮沢・川熊・長岡	宮沢遺跡	
	水沢市佐倉河	胆沢城跡	胆沢城
	盛岡市太田	志波城跡	志波城
岩手	紫波郡矢巾町	徳丹城跡	徳丹城
	秋田市寺内	秋田城跡	秋田城
秋田	仙北郡仙北町・千畑町	払田柵遺跡	後期雄勝城
	酒田市城輪	城輪柵遺跡	後期出羽国府

は平城宮、宮城の周りを区画していたようなものと基本的には変わらないもので区画されています。ごく一部には石垣もあります。石垣もないわけではないですが、基本的には築地塀です。これが七世紀の段階では築地塀ではなくて、現在分かっているところでは、材木、丸太材をずらつと並べたというもので区画されています。これは「ことごとく栗の丸太材を使っています。

越後の国の例が実は発掘されていないので分かりませんが、最初に出てくるのが柵という字を使うよと、というのが栗の丸太材を使うから柵なんだという言い方をすると、それは現在では否定はできない。本当にそうなのかは分かりませんが、実は多賀柵と書いてある七一四年に文献に見えてくるものは多賀城で、後に城の字になるのですが、この場合には明らかに当初から築地塀です。ですから柵だから木で造つて、城だから土で使つたとは言えません。それはまったく機能を表していないということになります。

3 東北地方支配と城柵の役割

これらの城郭は、基本的にはだいたい四角な平面形をしていますが、地形によっては四角にならないで変形している場合もあります。もう一つの共通要素はなかに必ず政庁がある、つまり政治の儀式をする場所が必ずあるということです。

百六十五年間ですから時代によって違つてくるわけですが、七世紀の段階、一番最初の渟足柵・磐舟柵の段階では文献史料しか依るべきものがないのですが、この柵を造り、そしてそこに柵戸、つまり

り内地から強制的に移住させられた人間をそこに配置すると書いてあります。「以つて蝦夷に備える」と。備えるのは蝦夷に対してだということが、当時から書かれているわけです。柵戸という強制的に国家に移住させられた人たちが、柵が造られるとそこに入るという要素があります。これは実は八世纪に入つても行われていて、九世纪に入つても行われます。

八世纪の前半になりますと、越後、今の新潟ですが、それから出羽、陸奥、東北地方ですが、国府はいすれも城柵として造られます。それから同時に周辺の諸郡、これは表1によると七三七年と書いてありますが、牡鹿、新田、玉造、色麻のこの四つが相次いで一斉に見えますけれども、この段階で東北地方、宮城県の北の地方にズラリと城柵ができます。これを文献史料では「玉造等五柵」、五つの柵だと書かれているのです。ここに四つあつて五つ目が書かれてないのですが、実はどうも五つだけではなく、この地域には十の郡がありますから、国・郡・里の郡ですが、たぶん郡ごとに城があつたんだろうというふうに私は考えています。その後、いすれもこの地域、この年代（八世纪）に造られたものは城の城主は分からぬのですが、郡の役人というのはいすれも強制移住させられた内地から行つた人々の代表者がなつています。

その次に桃生城、小（雄）勝城、それから伊治城というのが出てきますが、これ以降になると郡の役人はいすれも蝦夷出身者が就き、配置の仕方が少し違つてきます。

九世纪になると、実は蝦夷出身の郡の役人が任命されているのですが、城としては胆沢城、志波城、それから志波城を移転した徳丹城という形で、岩手県地域には二つしか城柵ができていない。しかし郡はたくさんあるわけです。どういう状況かというと、数郡を統括するような形でもつて城柵が使わ

れています。ですから、各郡に郡の役人はいるわけですが、郡の役人は政庁を持つていなくて、この胆沢城なり、徳丹城に出仕してそこに勤めている。したがって各郡が郡としての自治権をほとんど持っていないという段階が九世紀になるとあります。これはだれを対象にする気で城柵ができるのか、それを統治するのかということで統治する対象が違うから時代によつて変わつてくるという現象があります。

なお、東北の城柵は表1のよう、二つを除いてはいずれも郡の名前を負っています。その二つといふのは覚瀬城かくせ、この城は造営中に反乱が起つてとうとう造らなかつた、完成しなかつた城です。覚瀬郡といふ郡はありません。それからもう一つは中山柵。これも中山郡といふのは存在しません。徳丹城は志波城が移転したものですから、同じものだと考えると後は全部郡の名前を負っています。つまり、諸郡とその地域の辺境の諸郡と柵の名前とは極めてよく一致している。鞠智城もそうですね。菊池郡と一致しているでしょう。ただし、西日本では基肄は郡の名前を負っていますが、大野城などそうでないものはたくさんあります。名称の付け方にも、西と東で若干の違いがあるといふことがお分かりいただけると思います。

4 城柵の性格

東北の城柵の性格がどうかということですが、これはちょっと縁遠いような話で、後の板楠先生の

ご発言に影響、関連するのかもしれません、古代は八世紀以降、律令体制だということです。これは教科書でも習つてゐるかと思いますが、「律」という刑法の条文、それから「令」という行政法の条文に基いて政治が行われたから律令体制というのです。その令の一つに「軍防令」という軍備に関する条文があります。それには防人とか軍団の兵士とかいうことも規定されているのですが、そのなかに城の規定があります。城の規定は三つほどしかないのですが、一つは辺境における城の門は、朝遅く開けて（夕）早く閉じろと。つまり、あまり開けておくなという規定があります。その城主、城の最高責任者が外に出る時は、これは複数の人間が想定されていますが、全員が一齊に出ることは絶対に罷りならんと。それから開ける際には十分警備をしてから開けろと。鍵は城主が預かれと。実際に鍵を回して扉を開け閉めしますから、その鍵の管理をしなければならない。当然、扉には鍵がかかり、鞠智城でも鍵がかかっていたはずです。その場合には「家口重大」というのですが、地元民で家柄がよく、代々一族が多い人間を任命しろというような規定があります。信用できないような人間には鍵を預けるなどという規定です。

次に城の堀が崩れたら、まず兵士に修理をさせる、兵士で足りない場合は周りの人間に修理をさせろと。つまり、城の周辺の人間は城の修理のために動員されるという運命にあることが規定されています。ふつうはそういうことに動員するのは六十日以内と決まつてゐるのですが、その規定はこれには当てはまらない。つまり、それより多く徵集させられることがあるのです。

もう一つ、これが非常に大きいのですが、「東辺、北辺、西辺の諸郡の人居」条というのがあります。東辺というのは東山道のはずれ、つまり陸奥の国。北辺は北陸道のはずれで、越後の国あるいは出羽

の国を指しています。それから西辺、これは当然西海道、つまり九州です。そこの諸郡の人居、人間がいるところは皆、城堡、城のなかに安置しろという規定があります。田を作るところには小舎、仮の小屋を建てる。農繁期、田植えをする時期になつて、周りが無事であれば出て行つて小舎で水田、畠を作れとあります。それで収穫が終わつたら、役人が全員を登録してまた城へ戻してこいという規定があります。

そうだとすると、鞠智城には菊池郡の人間、あるいは鞠智城しか肥後の国にないとすると、全員がこの城の中にいたことになるのです。実はこれはあくまでも条文であつて、実際には一旦緩急ある場合にしか城に集めていないということが文献的にも分かるのですが、そういう性格が実は城にあります。これは軍防令で規定されていますから、当然全国が規定されていた、城のあるところでは規定されていていたと考えなければならない。これをどうとらえるか。鞠智城にどう当てはめるかという問題があると思います。

なお、東辺にあたる陸奥の国では多賀城が奈良時代の末に蝦夷の反乱で焼け落ちるのですが、その際に城下の百姓、つまり周辺にいた人々がみんな争つて城の中に入つて、この城を守ろうとした記録があります。その時に城主である陸奥の国の役人たちが裏門から逃亡してしまつた。指揮官が逃亡したものですから、みんな散り散りになつて、そこへ蝦夷の反乱軍が入つてきて物資を略奪して火を上げたということが『続日本紀』に書かれています。この時にはまさに規定通りのことが行われようとしていた。そうすると、西日本の城の大きな性格の一つは、ここに実は規定されているのではないかと思います。